

多様な勤務形態の促進

(短時間正職員制度の場合②)

表 短時間正職員制度の導入状況(病院設置主体別)

	既に導入している	導入を検討している	導入の予定はない	無回答・不明	計
計	448(17.7%)	478(18.9%)	1,460(57.6%)	149(5.9%)	2,535(100.0%)
国(厚生労働省)	3(60.0%)	1(20.0%)	1(20.0%)	0(0.0%)	5(100.0%)
独立行政法人国立病院機構	40(51.9%)	10(13.0%)	24(31.2%)	3(3.9%)	77(100.0%)
国公立大学法人	19(38.8%)	9(18.4%)	18(36.7%)	3(6.1%)	49(100.0%)
独立行政法人労働者健康福祉機構	0(0.0%)	2(8.3%)	21(87.5%)	1(4.2%)	24(100.0%)
国(その他)	2(11.8%)	1(5.9%)	12(70.6%)	2(11.8%)	17(100.0%)
都道府県・市町村	92(17.4%)	97(18.4%)	316(59.8%)	23(4.4%)	528(100.0%)
日赤	2(2.9%)	37(52.9%)	27(38.6%)	4(5.7%)	70(100.0%)
済生会	7(14.3%)	16(32.7%)	26(53.1%)	0(0.0%)	49(100.0%)
厚生連	4(5.9%)	11(16.2%)	52(76.5%)	1(1.5%)	68(100.0%)
国民健康保険団体連合会	1(8.3%)	2(16.7%)	8(66.7%)	1(8.3%)	12(100.0%)
社会保険関係団体	7(10.9%)	14(21.9%)	42(65.6%)	1(1.6%)	64(100.0%)
公益法人	16(12.9%)	22(17.7%)	81(65.3%)	5(4.0%)	124(100.0%)
医療法人	210(18.7%)	191(17.0%)	638(56.7%)	87(7.7%)	1,126(100.0%)
学校法人並びにその他の法人	26(12.6%)	50(24.2%)	124(59.9%)	7(3.4%)	207(100.0%)
会社	12(28.6%)	5(11.9%)	24(57.1%)	1(2.4%)	42(100.0%)
個人	7(10.8%)	8(12.3%)	41(63.1%)	9(13.8%)	65(100.0%)
無回答・不明	0(0.0%)	2(25.0%)	5(62.5%)	1(12.5%)	8(100.0%)

多様な勤務形態の促進

(短時間正職員制度の場合③)

表 短時間正職員制度の導入状況(2008年度届出入院基本料別)

	既に導入して いる	導入を検討し ている	導入の予定は ない	無回答・不明	計
計	448(17.7%)	478(18.9%)	1,460(57.6%)	149(5.9%)	2,535(100.0%)
7対1	149(20.1%)	197(26.6%)	378(51.1%)	16(2.2%)	740(100.0%)
準7対1	5(25.0%)	5(25.0%)	10(50.0%)	0(0.0%)	20(100.0%)
10対1	166(16.4%)	181(17.8%)	610(60.1%)	58(5.7%)	1,015(100.0%)
13対1	41(16.1%)	27(10.6%)	164(64.3%)	23(9.0%)	255(100.0%)
15対1	64(16.0%)	50(12.5%)	244(61.0%)	42(10.5%)	400(100.0%)
特別入院基本料	5(14.7%)	3(8.8%)	24(70.6%)	2(5.9%)	34(100.0%)
無回答・不明	18(25.4%)	15(21.1%)	30(42.3%)	8(11.3%)	71(100.0%)

出典：2008 病院における看護職員需給状況等調査 日本看護協会

参考)事業所全体では・・・

短時間正社員制度(育児・介護・通学等のため、一時的に短時間正社員として働くタイプ)を運用している」または「短時間正社員制度を人事制度として導入している」

企業数...567社(20.2%)／回答企業2811社

病院全体と病院以外の事業所を比較すると、導入の割合が病院の方が低いが、病床規模や設置主体によっては、高い割合で導入している。

【参考】 届出受理後の措置

第3 届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

(1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(中略)

(3) 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(4) 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院及び特別入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、1日に当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(中略)

2 1による変更の届出は、1のただし書の場合を除き、届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。

届出の内容と異なった事情が生じた場合の届出事務のイメージ図

- ①届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに行う。
- ②変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定する。

青:72時間以内

赤:80時間(1割の範囲を超えて超過)



8/31

8月の月平均夜勤時間72時間を1割を超えて80時間となった

届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに届出

変更の届出をしなければならない

②10月に変更後の特別入院料※を算定

※ 9月中に実績を作れば、特別入院料に落ちない

9月中に72時間以内に戻した場合には、11月中に復活

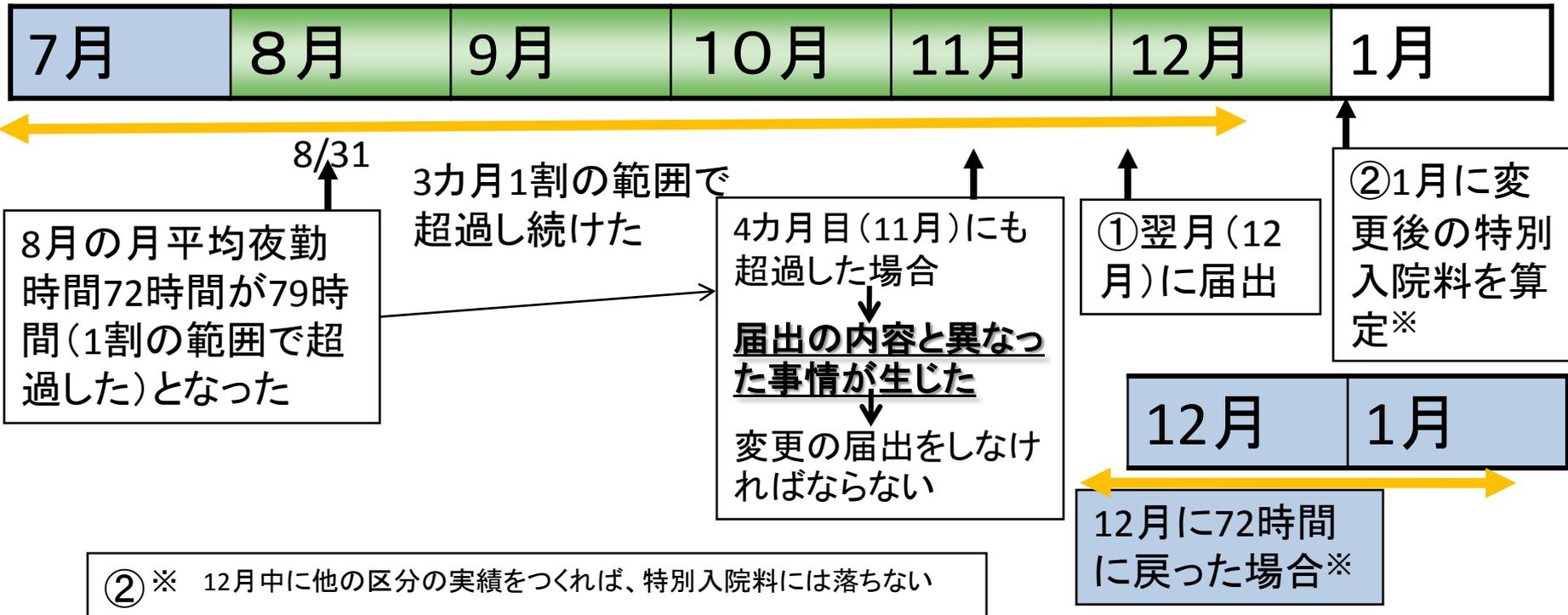
もともとの入院基本料が算定できる期間

届出受理後の措置のイメージ図

- ①a 届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに行う。
 b ただし、1割範囲内の超過の場合、その届出は3ヶ月間猶予し、さらにその翌月に届け出る。

- ②変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定する。

青: 72時間以内 緑: 79時間(1割の範囲で超過)していた期間



1割の範囲で基準を超過した期間が5ヶ月であるが、その間従前の入院基本料が算定できる。6月目に新たな入院料を算定することになる。

⇔ もともとの入院基本料が算定できる期間